

審査会答申の概要									
	処分庁	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
1	区長	H29.10.26	平成29年度諮問第1号	特別区民税及び都民税に係る差押処分に対する審査請求	H30.1.11	平成29年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当	処分庁は、本件滞納を受け、国税徴収法第141条の規定による第三債務者への質問及び検査により明らかになった請求人の給料等の金額から、同法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を「請求人の生計維持に必要な金額」として控除し、当初処分に係る差押債権の内容を確定した。 また、処分庁は、承諾書(請求人が平成29年6月以降支払期の到来する給料等のうち毎月金〇〇円の差押を受けることを承諾する旨の文書)を受け、国税徴収法第76条第5項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第4項の規定を適用せず、差押債権の範囲を「平成29年6月より毎月金〇〇円」に改めた。 上記のとおり、処分庁は、関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。	
2	区長	H30.5.25	平成30年度諮問第1号	平成29年度の特別区民税・都民税の均等割の賦課決定に関する処分及び通知に対する審査請求	H30.9.4	平成30年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当	本件処分は、地方税法第24条第1項第2号、同条第7項の規定に基づき、都民税の均等割額による賦課決定として行われたものである。また、本件処分に当たっては、平成29年9月12日付け「平成29年度特別区民税・都民税税額決定・納税通知書」の中で教示が行われている。なお、「類似判例の趣旨に照らし、実質的にみても同一の課税対象に対して二重に課税されることにはならない。」とし、「処分庁が本件処分に当たり地方税法第20条の11の規定に基づき〇〇区から請求人の確定申告書等の提供を受けたことは、新宿区個人情報保護条例第5条第2項第2号に該当し、必要な限度を超えた個人情報の取得にも権限濫用にも当たらない。」とする本件処分に係る審理員意見書の判断は妥当である。 よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	
3	区長	H30.8.7	平成30年度諮問第2号	戸籍の附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求	H30.10.30	平成30年度答申第2号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当	本件では、本件交付請求が住民基本台帳処理要領の「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」に該当することをもって、住民基本台帳法第20条第5項において準用する同法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなき」に該当するとして、本件処分が行われたものである。さらに、新宿区においては、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の中で「配偶者からの暴力等の被害者に対する保護措置」について明記している。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	
4	区長	H30.8.7	平成30年度諮問第3号	住民票の写しの不交付決定処分に対する審査請求	H30.10.30	平成30年度答申第3号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当	本件では、本件交付請求が住民基本台帳処理要領の「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」に該当することをもって、住民基本台帳第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなき」に該当するとして、本件処分が行われたものである。さらに、新宿区においては、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の中で「配偶者からの暴力等の被害者に対する保護措置」について明記している。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	

審査会答申の概要									
	処分庁	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
5	区長	H30.10.30	平成30年度諮問第4号	子どものための教育・保育給付・支給認定処分に対する審査請求	H31.2.12	平成30年度答申第4号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当	本件は、子ども園の入園認定にあたり、その「保育の必要性の事由」の判断について、「子ども・子育て支援法」、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法施行規則」、「新宿区子ども・子育て支援法施行規則」、「新宿区保育所等の利用調整及び保育の実施に関する規則」及び新宿区支給認定及び利用調整の実施に関する要綱(以下「要綱」という。))等の各規定に基づき、適正に行ったものである。 さらに、当該要綱には、「入園申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により調整する。ただし、締切日から入園日までに申し込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。」と記載されている。処分庁は、請求人の当初の調整申込み事由「〇〇」について、保護者及び児童の状況に応じて、法令等に則り、「〇〇」と正確な内容に訂正し、認定し直したものである。 よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	
6	区長	R1.6.25	令和元年度諮問第1号	学童クラブ学校休業利用待機処分に対する審査請求	R1.11.21	令和元年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	本件は、学童クラブ学校休業利用待機処分にあたり、処分庁が学童クラブの事業の目的に照らし、「新宿区学童クラブ条例施行規則」、「新宿区学童クラブ条例施行規則施行要綱(以下「要綱」という。))」の規定に準じて、優先順位を決したものである。 よって、処分庁は規定に従って適正に本件処分を行ったと認められる。	
7	区長	R2.3.4	令和元年度諮問第2号	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第110条の規定に基づく買受計画認定処分に対する審査請求	R2.10.22	令和2年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 本件は、買受人に行ったマンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下、「円滑化法」という。)第110条の規定に基づいた買受計画認定処分であるが、国の示したガイドライン等に基づいて判断したものであり、適正に本件処分を行ったものと認められる。 2 買受計画の申請にあたっては、管理組合の総会決議等から買受人が管理組合によって選定されており、買受計画も十分に調整されたものとして、本件処分を行ったことに違法性や不当性は認められない。なお、請求人の主張は、円滑化法やガイドラインへの不満が見受けられるが、当該法やガイドラインのつくり自体に関しては、当審査会が調査審議として扱う内容ではない。 よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	
8	区長	R2/9/1 R2/9/8 ※2件併合	令和2年度諮問第1号	令和元年10月17日付け及び令和2年4月16日付けの保育料の決定に関する処分に対する審査請求	R3.2.2	令和2年度答申第2号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	本件は、請求人の世帯の保育料の階層の決定について、請求人及び配偶者の区市町村住民税の所得割課税額に区市町村住民税分(特別区民税分)の寄附金税額控除額を加算し(新宿区保育料徴収条例別表第1備考10ただし書、新宿区保育所保育料徴収条例施行規則第5条第2号、子ども・子育て支援法施行規則第21条、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号、地方税法第314条の7)、これに地方税法第20条の4の2第3項に基づき端数処理を行って区市町村住民税の額を計算し、その合計額が〇〇円となった(施行規則第2条第2項柱書、同項第1号、同項第2号)ことから、請求人の世帯の保育料の階層の区分を、新宿区保育料徴収条例別表第1に基づき、所得割世帯の階層を決定したものである。 よって、本件処分は、法令等の規定に照らし保育料に係る階層の区分の認定をしており、違法・不当な点は認められない。	

審査会答申の概要									
処分庁	諮問		案件概要	答申概要					備考
	諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
9	区長	R2.9.10	令和2年度諮問第2号	戸籍の附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求	R3.2.2	令和2年度答申第3号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 住基法第32条の規定により住基法に係る処分については、行手法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされており、処分の理由の明記は必ずしも必要ではない。 2 住基法において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事務又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市長村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。 本件請求書を見ると、相続関係はもとより、請求に係る者が含まれる同一世帯全員の戸籍の附票の必要性については、不明であり、このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りなく、住民票のどの部分をどのような目的に利用するか が明らかとなる程度に具体的であることが必要であるとされている。よって、その理由が明らかになっていない以上、処分庁の本件処分は妥当である。 3 請求人は、司法書士の使用する2号様式による請求において、他区等では全員の理由を求められることなく戸籍の附票の写しが交付されており、処分庁の処分は「全国一律運用の原則」に反すると主張するが、本件請求の1号様式とは使用できる要件や請求の根拠、用紙の記載事項も異なることから、本件請求と2号様式による請求とを同列に扱うことは適当ではない。仮に全国一律運用の原則が存在するとしても、処分庁は住基法の規定に従って適法かつ正当に行われており、いずれにしても処分庁の本件処分は妥当である。	
10	区長	R2.11.18	令和2年度諮問第3号	令和2年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分に対する審査請求	R3.4.20	令和3年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 処分庁は、令和2年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分にあたり、年金の支払者である厚生労働省が提出した公的年金等支払報告書に基づき(地方税法第317条の6第4項、第6項)適正に本件処分を行ったものである。 2 請求人が提出した確認書は、府中年金事務所お客様相談室による作成資料に止まり、その内容は年金振込通知書記載の内容に関するものであって、これによって公的年金等支払報告書記載の支払金額が偽造であるなど証するものではなく、また、公的年金の支払金額を変更したものと評することもできない。 また、同じく請求人が提出した受給権者支払記録回答票は、実際に請求人が受領した金額であることを証するものと思われるが、所得税法第36条第1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、その年において「収入すべき金額」と定めており、実際に請求人が受領した金額如何にかかわるものではない。 よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	

審査会答申の概要									
	処分庁	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
11	区長	R3.12.2	令和3年度諮問第1号	令和3年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分に対する審査請求	R4.5.26	令和4年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 処分庁は、令和3年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分にあたり、年金の支払者である厚生労働省が提出した公的年金等支払報告書に基づき(地方税法第317条の6第4項、第6項)適正に本件処分を行ったものである。なお、請求人が示した年金額の支払記録照会は、実際に請求人が受領した金額と証されるものであるが、所得税法第36条第1項では、その年において「収入すべき金額」と定めており、実際に請求人が受領した金額如何にかかわるものではない。 2 請求人は、処分庁が国(税務署長)の決定に従う義務があること及び配偶者分割課税方式によって賦課されるべきと主張しているが、本件処分は地方税(特別区民税・都民税)についての賦課決定であり、国税とは別の独立した処分であるため、処分庁が国の決定に従う義務は存しないものである。また、特別区民税・都民税の所得割は個人の所得に対して課される一方、当該個人の配偶者が控除対象配偶者に該当する場合は、総所得金額から所定の額を控除することにより税負担が軽減される仕組みのため、主張する配偶者分割課税方式は認められていないと解される。 よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	
12	区長	R3.12.17	令和3年度諮問第2号	戸籍の附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求	R4.5.26	令和4年度答申第2号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 住民基本台帳法(以下、「住基法」という。))において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。 本件請求書(職務上請求)を見ると、相続関係はもとより、請求に係る者が含まれる戸籍の附票の写しの必要性については、不明である。このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りなく、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要であるとされている。よって、その理由が明らかになっていない以上、処分庁の本件処分は妥当である。 2 住基法第32条の規定により住基法に係る処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされており、処分の理由の明記は必ずしも必要ではない。 3 他区等において、同様の請求で交付されている旨を主張するが、交付可否を審査するにあたり、他区等の交付又は不交付決定に拘束される法的根拠はない。また、本件処分が住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。 よって、処分庁の本件処分は妥当である。	

審査会答申の概要									
処分庁	諮問		案件概要	答申概要					備考
	諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
13	区長	R4.11.4	令和4年度諮問第1号	令和4年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分に対する審査請求	R5.3.30	令和4年度答申第3号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 処分庁は、令和4年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分にあたり、令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書、令和4年度給与支払報告書、令和4年度公的年金等支払報告書に基づき所得額を算定した結果、所得割額については総所得金額等が所得割を賦課できる金額未満であって非課税となったことから、請求人の税額を均等割額5,000円（都民税1,500円、特別区民税3,500円）として、適正に本件処分を行ったものである（地方税法第1条第2項、第24条第1項第1号、第294条第1項第1号、東京都都税条例第24条の2第1号、新宿区特別区税条例第9条第1号、地方税法附則第3条の3第1項、第4項、新宿区特別区税条例付則第2条の2の2第1項、地方税法第38条、第310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条、東京都都税条例第24条の6、東京都都税条例附則第4条の3、新宿区特別区税条例第13条、新宿区特別区税条例付則第15条）。 2 請求人は、新宿区上空における羽田空港への新飛行ルートが危険であること、住民に対する補償がないこと、飛行機が通過する地域とそうでない地域があることは不平等であること等を理由として、本件処分の取消しを求めている。しかし、請求人の主張するところは、上記法令等の定めにも照らし、特別区民税・都民税の賦課を決定する上で考慮すべき事項とは認められず、本件処分の適否に影響を及ぼす事由に当たらない。 よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	
14	区長	R5.3.20	令和4年度諮問第2号	印鑑登録申請拒否処分に対する審査請求	R5.8.29	令和5年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 新宿区印鑑条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定では、申請された印鑑が、住民基本台帳に記録されている「氏名」「氏」「名」「旧氏」「通称」「氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの」で表されていないもの（同条同項第1号）、職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項が表されているもの（同条同項第2号）等、同条同項各号に該当する場合には、当該印鑑の登録をすることはできないとされている。 請求人の住民基本台帳に記録された「氏名」は、アルファベット表記であった。そのため、このアルファベット表記による「氏名」「氏」「名」「氏名の一部を組み合わせたもの」のいずれかにより表されている印鑑は、条例第7条第1項第1号の制限事由に当たらず、登録することができる。 この点、本件印鑑は、住民基本台帳に記録のある「氏名」とこれ以外の事項（片仮名氏名）とにより表されたものであり、「氏名」だけでなく他の事項も併記されているから、条例第7条第1項第1号に該当し、印鑑の登録をすることはできないと認められる。 2 条例第7条第2項の規定では、「前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、区長は、外国人住民が、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「氏名の片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。」と定めており、この要件を満たした場合に限り、当該印鑑の登録を認めるものである。 この点、「アルファベット」と「片仮名」とにより表されている本件印鑑は、氏名の片仮名表記の一部を組み合わせたものに加えて他の事項が併記された印鑑であるため、条例第7条第2項により印鑑の登録ができる場合に当たらないと認められる。 よって、本件処分に違法・不当な点はなく、処分庁の判断は妥当である。	

審査会答申の概要									
処分庁	諮問		案件概要	答申概要					備考
	諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
15	区長	R5.4.24	令和5年度諮問第1号	戸籍の附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求 その1	R5.10.6	令和5年度答申第2号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 住民基本台帳法(以下「住基法」という。))において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。 本件請求書(職務上請求)を見ると、同人らの相続関係はもとより、請求に係る者又はその代襲相続人の戸籍の附票の必要性については不明である。このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要である。また、当該記載が不明確である場合は、交付請求書類自体又はこれを補充・追完する疎明資料の提示・提出を求めることはもとより、電話を使用した聴取等によって適宜確認を行うことが考えられる。 2 住基法第32条の規定により住基法に係る処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされており、処分の理由の明記は必ずしも必要ではない。 3 死亡した遺言者と被請求人との関係が不明である以上、当該関係性を明確にするための手段として請求人に対して電話で聴取することは、住基法の趣旨に何ら反するものではない。また、当該氏名から、被請求人の戸籍等の記載を基に、遺言者と被請求人の関係が容易に判明する可能性があるといえるので聴取の必要性も認められる。 4 司法書士法第24条では、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った秘密を他に漏らしてはならないとされている。正当な事由がある場合とは、社会通念上、客観的にみて合理的な事由がある場合と解され、司法書士として適法に受任した業務遂行に際し、必要な戸籍の附票の写しの交付を受けるために、住基法が定める利用の目的を具体的に明らかにすることは、「正当な事由」に該当すると言える。 よって、本件処分に違法・不当な点はなく、処分庁の判断は妥当である。	

審査会答申の概要									
処分庁	諮問		案件概要	答申概要					備考
	諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
16	区長	R5.4.24	令和5年度諮問第2号	戸籍の附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求 その2	R5.10.6	令和5年度答申第3号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 住民基本台帳法(以下「住基法」という。))において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。 本件請求書(職務上請求)を見ると、同人らの相続関係はもとより、請求に係る者又はその代襲相続人の戸籍の附票の必要性については不明である。このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要である。 また、請求人は、処分庁の処理が杜撰である、民法の知識が心許ない、人為的ミスの可能性があるので請求のとおりに発行すべきである等も主張するが、いずれも根拠に乏しいと言わざるを得ず、必要性に関する聴取に対して説明を拒む理由にはならない。 さらに、当該記載が不明確である場合は、交付請求書類自体又はこれを補充・追完する疎明資料の提示・提出を求めることはもとより、電話を使用した聴取等によって適宜確認を行うことが考えられる。 2 戸籍の附票の写しの交付にあたっては、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが適当であるとされている。 また、本人又は本人と同一の世帯に属する者以外からの交付請求があった場合には、その事由等につき十分な審査を行わなければならないとされている。よって、代襲相続人である者については相当と認められるが、それ以外の者及び婚姻により除籍(除票)となっている者については必要性が認められないので、一部証明の交付申出であれば交付できる旨提案したものである。これに対し、請求人が当該提案を拒絶し、あくまで全部証明を求めたものであって、処分庁が不交付とした点につき、当該判断の二重の基準に拠っていると認められず、権限濫用であるとも言えないことは明らかである。 3 処分庁は、本件において死亡者(被相続人)や請求先(筆頭者)との関係を聴取したうえで、請求先(筆頭者)の代襲相続人ではない者及び除籍(除票)となっている者に関する戸籍の附票の必要性を説明するよう求めたのであり、本件請求に対して十分な審査を行わなければならないことから、処分庁が行った聴取行為は、住基法の趣旨に何ら反するものではない。 4 司法書士法第24条では、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った秘密を他に漏らしてはならないとされている。正当な事由がある場合とは、社会通念上、客観的にみて合理的な事由がある場合と解され、司法書士として適法に受任した業務遂行に際し、必要な戸籍の附票の写しの交付を受けるために、住基法が定める利用の目的を具体的に明らかにすることは、「正当な事由」に該当すると言える。 5 他自治体において、同様の請求で交付されている旨を主張するが、交付可否を審査するにあたり、他自治体の交付又は不交付決定に拘束される法的根拠はない。また、本件処分が住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。 よって、本件処分に違法・不当な点はなく、処分庁の判断は妥当である。	

審査会答申の概要									
	処分庁	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
17	区長	R6.9.11	令和6年度諮問第1号	保育所等利用不承諾処分に対する審査請求	R6.12.25	令和6年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 保育所等の利用にあたっては、児童福祉法等の規定により保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう区市町村が保育所等の利用調整を実施することとなっている。 2 当該利用調整に当たっての判断基準については具体的に法令等で定められていないことから、判断基準の内容及び当該判断基準に基づく利用調整の結果については区市町村の合理的な裁量に委ねられており、判断基準の内容及び当該判断基準に基づく利用調整の結果において、著しい不合理がある場合に限り、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったものとして違法となると解すべきである。 3 審査請求人の主張の内容は、保育所等への転園を希望する児童に対する保育所等利用不承諾処分により生じた当該児童及びその兄弟姉妹が別々の保育所等に通園せざるをえないことにより生じる事情、審査請求人等の職業上の事情及び審査請求人が新宿区及び地域等へ貢献しているという事情が、新宿区が定める保育の必要性の判断基準に反映されていないというものである。 4 審査請求人の主張する事情につき検討した結果、これらの事情のうち、一部は当該判断基準に既に反映されていることが認められ、それ以外の事情も当該判断基準に反映されていないことが不合理とは認められない。そのため、請求人の主張には理由がなく、本件判断基準において著しい不合理があるとは認められない。 5 保育所等利用不承諾処分に至る一連の手続きにおいても、特段、不合理な点は認められない。 6 よって、保育所等利用不承諾処分に違法・不当な点はなく、処分庁の判断は妥当である。	
18	区長	R7.2.4	令和6年度諮問第2号	保育実施解除処分に対する審査請求	R7.7.1	令和7年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 保育所の退園届について、親権者の連署を要求している自治体は少数又は一部に留まり、新宿区においても退園届に両親の連署を求めていた客観的な証拠もないことから、退園届における請求人の署名の有無は、退園届の有効又は無効に影響を与えるものではない。 2 保育実施規則の規定からは、保育所の退園届の提出について、諾否の応答をすべきものと解釈することはできない。退園届の提出に対し、何ら対応しないことが裁量権の逸脱濫用として許されない場合があったとしても、それをもって諾否の応答をすべきものと意味しない。 3 児童福祉法の規定等を踏まえると、入園や退園といった保育所等の利用に関する事項の意思決定は、親権者ではなく、同法にいう「保護者」が担うべきと考えられる。審査請求人の主張の内容からは、審査請求人が当該「保護者」に当たらないものと判断せざるを得ず、また、退園届の内容も実態に沿ったものである以上、審査請求人の同意がなかったことをもって、退園届が無効であるという主張は採用できない。 4 休園処分に関する主張は、保育所の退園が取り消されることが前提になっており、処分庁への要望と解するが適当。処分の対象とすることはできない。 5 よって、以上から、審査請求人の主張には理由がなく、保育実施解除処分に違法・不法な点は認められず、処分庁の判断は妥当である。	

審査会答申の概要									
	処分庁	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
19	区長	R7.12.19	令和7年度諮問第1号	令和7年度区民税等特別徴収税額決定処分に対する審査請求	R8.3.17	令和7年度答申第2号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 本件処分は、令和7年度の特別区民税、都民税及び森林環境税の特別徴収額を決定するものだが、そのいずれについても、審理員意見書のとおり、地方税法に基づいて行われたことが伺われ、また、同法において処分庁に当該特別徴収額の算定に關与する権限が付与されていたとは認められず、何らかの措置を取れる立場になかったことは明らかであり、本件処分に違法・不当な点は認められない。 2 憲法第30条及び第84条に示すとおり、租税法律主義が採用されており、ふるさと納税制度による住民税の税額控除の算定の根拠となる事項についても法令で示されている。また、前述するように、処分庁にその算定に關与する権限が付与されていたとは認められない。とすると、そもそも請求人も含めた納税者が、ふるさと納税の合計額から自己負担額を除いた額の全額が控除されない事態が生じることを予測することが可能であり、ふるさと納税に基づく税額控除自体が請求人の申告に基づいて行われたものである以上、結果として当該事態が生じたことは受忍せざるを得ないものと言うべきである。ふるさと納税制度による住民税の税額控除の算定が注意喚起されていない又は不公正であると審査請求人の主張は採用できない。 3 以上のとおり、請求人の主張に理由はなく、本件処分に違法・不当な点は認められないことから、審査庁の判断は妥当である。	
20	区長	R7.12.19	令和7年度諮問第2号	戸籍の附票の写しの不交付処分に対する審査請求	R8.3.17	令和7年度答申第3号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 本件証拠書類を確認した限り、本件支援措置については、住民基本台帳事務処理要領に基づき、適切に行われたことが伺われる。請求人の主張するように、当該要領の逸脱・濫用、又は不適切な運用があったことや仮支援措置を適用する必要性を認めることはできない。なお、請求人は具体的な加害行為の立証責任は処分庁が負うと主張するが、支援措置の趣旨を没却することは明らかであり、採用できない。その他、請求人は、判決、答申その他の文献を参照して支援措置の欠陥等を指摘するものの、本件支援措置について、これらと同種の欠陥等が存在すると認めるべき事情は見当たらない。 2 東京地裁令和4年判決及び最高裁平成11年判決において示された住基法における当該要領と各市町村の關係について判示しており、各市区町村は、本件処分について合理的な裁量を有し、特段の事情がない限り、当該要領に従った事務処理がなされている限り、その判断が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したとの評価を受けることはないとしている。請求人は、最高裁平成11年判決がなされた当時は、住民基本台帳事務において機関委任事務制度が採用されており、機関委任事務制度が廃止された今日では、同判決を参照すべき根拠はないと主張している。しかし、前述した判例が根拠としたのは、住基法第1条で規定する同法の目的及び同法第31条で規定する国の指導権限であるから、請求人の主張を採用する理由はない。 3 請求人は、本件処分の根拠規定に該当しない、本件処分が住基法の厳格な趣旨又は戸籍法第10条第2項の解釈に基づき導出した解釈を没却する、前述の「特段の事情がある」場合に該当し、裁量権の逸脱・濫用する、本件処分が法律によらず通知・通達をもって国民の権利・義務に影響を及ぼすものであり違法・無効であると主張する。これらについては、請求人の独自の主張と言わざるを得ず、いずれも採用することはできない。 4 以上のとおり、請求人の主張に理由はなく、本件処分に違法・不当な点は認められないことから、審査庁の判断は妥当である。	

審査会答申の概要									
	処分庁	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
21	区長	R8.2.16	令和7年度諮問第3号	自立支援医療費(更生医療)支給認定決定及び利用者負担額減額決定に対する審査請求	R8.6.24	令和8年度答申第1号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 自立支援医療費(更生医療)支給認定の有効期間の始期について、処分庁は、口頭による意思表示等があった場合は、その日まで遡及することを認め、加えて特段の事情がある場合はさらに遡及することを認めることとしているがこの取扱いについては請求人と処分庁の間に争いはない。 2 この取扱いを前提としても、請求人は前記の「特段の事情」があったと認めるべき事情があったことを裏付ける具体的な事情や証拠等が請求人から示されたとは認められない 3 その他、請求人は、自立支援医療を受ける医療機関が所在地が区内か否かにより有効期間の始期が異なるのは理不尽であると主張するが、処分庁は、医療機関の所在地によって有効期間を異ならしめる運用を行っていないとしている。そして、請求人からは当該主張を覆すに足りる事情や証拠等の提示がなされておらず、請求人の主張は採用できない。 4 以上のとおり、請求人の主張に理由はなく、本件処分に違法・不当な点は認められないことから、審査庁の判断は妥当である。	
22	区長	R8.4.22	令和8年度諮問第1号	戸籍の附票の写しの不交付処分に対する審査請求	R8.8.24	令和8年度答申第2号	本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。	1 本件証拠書類を確認した限り、本件支援措置については、住民基本台帳事務処理要領に基づき、適切に行われたことが伺われる。請求人の主張するように、当該要領の逸脱・濫用、又は不適切な運用があったことや仮支援措置を適用する必要性を認めることはできない。なお、請求人は具体的な加害行為の立証責任は処分庁が負うと主張するが、支援措置の趣旨を没却することは明らかであり、採用できない。その他、請求人は、判決、答申その他の文献を参照して支援措置の欠陥等を指摘するものの、本件支援措置について、これらと同種の欠陥等が存在すると認めるべき事情は見当たらない。 2 東京地裁令和4年判決は、住基法における当該要領と各市町村の関係について、各市区町村は本件処分について合理的な裁量を有し、当該要領に従った事務処理がなされている限り、その判断が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したとの評価を受けることはないと判示している。請求人は、個別具体的事情に基づき実質的に判断する法的義務が処分庁に課されており、要領に沿った事務処理は、裁量権の逸脱又は濫用に当たり違法であると主張するが、前記判決の示す解釈と整合するものではなく、住基法の趣旨等を考慮してされておらず、また、その前提とする解釈を基礎付けるに足りる合理的理由も認められない。よって、請求人の主張は理由がない。 3 請求人は、本件処分が相手方とされた者の権利を不当に侵害し、家庭裁判所における手続において支障が生じる旨主張する。しかし、裁判所が調査嘱託を通じて支援措置対象者の住所を把握する仕組みが整備されており、当該手続に支障が生じるとは認められない。さらに、請求人は、本件処分が法律によらず通知・通達をもって国民の権利・義務に影響を及ぼすものであるなどと主張する。しかしながら、本件処分は、住基法を根拠に戸籍の附票の写しを不交付としたものであることは明示されていることなどから、請求人の主張に理由はない。 4 以上のとおり、請求人の主張に理由はなく、本件処分に違法・不当な点は認められないことから、審査庁の判断は妥当である。	